

改訂前

(会費及び負担金)

第9条

正会員及び賛助会員は、本会の運営及び活動実施に要する経費を負担するため、以下の定めるところにより本会への参加費用（年会費）を納入しなければならない。特別会員の参加費は無料とする。なお、年会費において1年は、10月1日から翌年9月30日までとする。

1) 正会員の参加費用は次の通りとする。

年会費12万円

2) 賛助会員の参加費用は次の通りとする。

年会費6千円

- 2 正会員及び賛助会員が、第1項に定める1年の途中から入会した場合の年会費は、年会費を月割りにし、入会した月を含む実質会員月数を掛けたものとする。
- 3 本会の活動を実施するにあたり、必要な活動経費に不足が生じる場合においては、総会の決議により、正会員及び賛助会員に対し、負担金を募ることが出来るものとする。

改訂後

(会費及び負担金)

第9条

正会員及び賛助会員は、本会の運営及び活動実施に要する経費を負担するため、以下の定めるところにより本会への参加費用（年会費）を納入しなければならない。特別会員の参加費は無料とする。なお、年会費において1年は、10月1日から翌年9月30日までとする。

1) 正会員の参加費用は次の通りとする。

年会費12万円

2) 賛助会員の参加費用は無料とする。

- 2 正会員が、第1項に定める1年の途中から入会した場合の年会費は、年会費を月割りにし、入会した月を含む実質会員月数を掛けたものとする。
- 3 本会の活動を実施するにあたり、必要な活動経費に不足が生じる場合においては、総会の決議により、正会員に対し、負担金を募ることが出来るものとする。